

# 水防法等の一部を改正する 法律について

平成27年5月

# ●水防法等の一部を改正する法律

多発する浸水被害への対応を図るため、想定し得る最大規模の洪水・いわゆる内水<sup>※1</sup>・高潮に係る浸水想定区域制度への拡充、雨水貯留施設に係る管理協定制度の創設等の措置を講ずるほか、下水道管理をより適切なものとするため、下水道の維持修繕基準の創設等所要の措置を講ずる。

※1) 内水…公共の水域等に雨水を排水できないことによる出水。

## 背景・必要性

- 近年、洪水のほか、内水・高潮により、現在の想定を超える浸水被害が多発
- 都市における浸水被害の軽減のため、下水道整備のみでは対応が困難な地域における民間の協力等が必要
- 今後、老朽化した下水道施設が増加する一方で、地方公共団体での執行体制の脆弱化が進む中、予防保全を中心とした戦略的維持管理・更新により、下水道機能を持続的に確保することが必要
- エネルギー基本計画等を踏まえ、再生可能エネルギーの活用促進が必要



平成25年8月大阪市梅田駅周辺での浸水

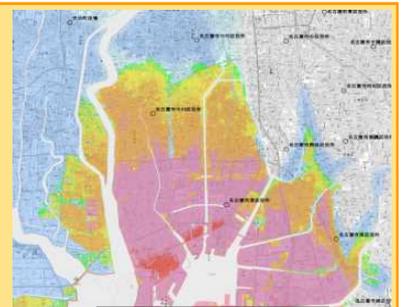
## 改正案の概要

※ 多発する浸水被害への対応を図るため、ハード・ソフト両面からの対策を推進する。

### 想定し得る最大規模の洪水・内水・高潮への対策 [ソフト対策]

- 現行の洪水に係る浸水想定区域<sup>※2</sup>について、想定し得る最大規模の降雨を前提とした区域に拡充
- 新たに、内水及び高潮に係る浸水想定区域制度を設け、想定し得る最大規模の降雨・高潮を前提とした区域を公表

※2) 浸水想定区域…市町村地域防災計画に洪水予報等の伝達方法、避難場所、避難経路等が定められ、ハザードマップにより、当該事項が住民等に周知されるとともに、地下街等の所有者等が避難確保等計画を定めること等により、避難確保等が図られる。



高潮浸水想定区域

### 比較的発生頻度の高い内水に対する地域の状況に応じた浸水対策 [ハード対策]

#### 官民連携による浸水対策の推進

- 都市機能が集積し、下水道のみでは浸水被害への対応が困難な地域において、民間の協力を得つつ、浸水対策を推進するため、「浸水被害対策区域」を指定し、民間の設置する雨水貯留施設を下水道管理者が協定に基づき管理する制度等を創設



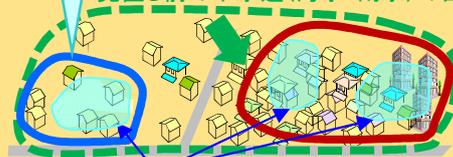
雨水貯留施設

#### 雨水排除に特化した公共下水道の導入

- 汚水処理区域の見直しに伴い、下水道による汚水処理を行わないこととした地域において、雨水排除に特化した下水道整備を可能とするよう措置

雨水排除に特化した下水道  
(雨水公共下水道)

見直し前の下水道(汚水・雨水)の区域



豪雨による浸水発生

見直し後の下水道(汚水・雨水)の区域

### 持続的な機能確保のための下水道管理

#### 下水道の維持修繕基準の創設

- 下水道の維持修繕基準を創設するとともに、事業計画の記載事項として点検の方法・頻度を追加

#### 地方公共団体への支援の強化

- 下水道管理の広域化・共同化を促進するための協議会制度を創設(構成員は協議結果を尊重)
- 地方公共団体の要請に基づき、日本下水道事業団が、高度な技術力を要する管渠の更新等や管渠の維持管理をできるよう措置、併せて代行制度を導入

#### 再生可能エネルギーの活用促進

- 下水道の暗渠内に民間事業者による熱交換器の設置を可能とする規制緩和を実施

# 水防法の改正の概要

## 背景

- 近年、洪水のほか、いわゆる内水<sup>※</sup>・高潮により、現在の想定を超える浸水被害が多発
- 特に、内水については、ゲリラ豪雨により、頻繁に浸水被害が発生
- また、海外では、いわゆるスーパー台風による高潮により、多数の死者も発生

※) 内水…公共の水域等に雨水を排水できないことによる出水。



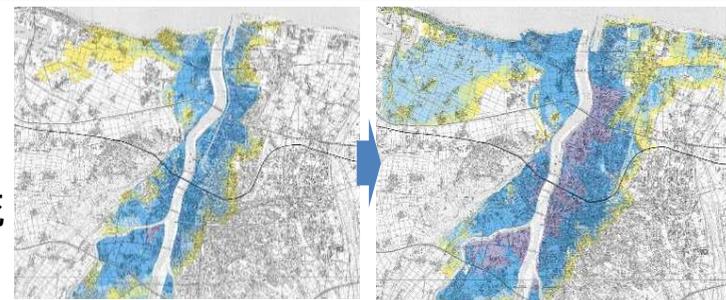
H26. 8 避難所2階の浸水(徳島県) H25. 8 梅田駅周辺の浸水(大阪市)

## 方向性

## 改正の概要

○: 水防法改正 ◇: 水防法・下水道法改正

- 現行の洪水に係る浸水想定区域について、河川整備において基本となる降雨を前提とした区域から、想定し得る最大規模の降雨を前提とした区域に拡充  
→ 想定し得る最大規模の降雨による洪水に対する避難確保・被害軽減



河川整備において基本となる降雨を前提とした浸水想定区域

想定し得る最大規模の降雨を前提とした浸水想定区域

- 内水及び高潮に係る浸水想定区域を創設し、想定し得る最大規模の降雨・高潮を前提とした区域を公表
- 内水及び高潮に対応するため、下水道及び海岸の水位により浸水被害の危険を周知する制度を創設  
→ 内水・高潮に対する避難確保・被害軽減



【高潮浸水想定区域】

- ◇ 下水道管理者は、水防計画に基づき、水防管理団体が行う水防活動に協力  
→ 内水に対する水防活動を充実

◆ 洪水について、想定し得る最大規模の降雨を前提とした浸水想定区域を示す

◆ 新たに、内水及び高潮に係る浸水想定区域を示す

◆ 下水道管理者と連携した水防活動による内水対策

浸水想定区域…市町村地域防災計画に、洪水予報等の伝達方法、避難場所、避難経路等が定められ、ハザードマップにより、当該事項が住民等に周知されるとともに、地下街等の所有者等が避難確保等計画を定めること等により、避難確保等が図られる。  
→ 洪水予報等、浸水被害の危険を周知する制度と相まって、避難確保・被害軽減を促進

# 下水道法及び日本下水道事業団法の改正の概要

## 背景

- 下水道の排水能力を超える局地的な集中豪雨等により、駅前や市街地での浸水被害が多発
- 汚水処理区域の見直しに伴い、下水道による汚水処理を行わないこととした地域において、雨水排除に特化した下水道整備が必要
- 今後、老朽化した下水道施設が増加する中、適切な管理による下水道機能の維持が急務
- 地方公共団体において、下水道技術職員の減少等による執行体制の脆弱化が進行
- エネルギー基本計画等を踏まえ、再生可能エネルギーの活用促進が必要

## 方向性

比較的発生頻度の高い内水に対する地域の状況に応じた浸水対策

◆ 都市機能が集積する区域における官民連携による浸水対策の推進

◆ 下水道による汚水処理を行わないこととした地域での雨水排除

持続的な機能確保のための下水道管理

◆ 計画的な施設管理の推進

◆ 広域的な連携による事業の効率化

◆ 日本下水道事業団による支援機能の強化

再生可能エネルギーの活用促進

## 改正の概要

◇: 下水道法改正 □: 日本下水道事業団法改正

◇ 市町村の条例で「浸水被害対策区域」を指定

- ・ 民間雨水貯留施設を下水道管理者が協定に基づき管理する制度を創設
- ・ 協定制度では対応困難な場合に、市町村の条例により、民間の排水設備に貯留浸透機能を付加させることができる制度を創設

→ 都市機能が集積する区域における浸水被害を軽減

◇ 雨水排除に特化した公共下水道の導入

→ 下水道により汚水処理を行わないこととした地域における浸水被害を軽減

◇ 維持修繕基準を創設

◇ 事業計画の記載事項として点検の方法・頻度を追加

→ 予防保全を中心とした戦略的な維持管理・更新により下水道の機能を持続的に確保

◇ 下水道管理の広域化・共同化を促進するための協議会制度を創設

□ 地方公共団体の要請に基づき、日本下水道事業団が高度な技術力を要する管渠の更新等や管渠の維持管理をできるよう措置(発注、監督管理等)、併せて代行制度を導入 → 執行体制が脆弱な地方公共団体においても適切な事業実施が実現

◇ 下水道の暗渠内に民間事業者による熱交換器の設置を可能とする規制緩和

→ 民間事業者による下水熱の利用により再生可能エネルギーの活用を促進